

歯科衛生士・歯科技工士の 業務従事者届について

▶ 業務従事者届とは

歯科衛生士法第6条及び歯科技工士法第6条の規定により、業務に従事する歯科衛生士、歯科技工士は、2年毎の12月31日現在の就業状況を、当該年の翌年1月15日までに、就業地の都道府県に届け出ることが義務付けられています。今年は、業務従事者の届出年度です。

▶ 届出義務者

歯科衛生士、歯科技工士の資格を有し、令和6年12月31日現在、当該免許に係る業務に従事している方です。なお、産前産後休暇、育児休業中等により直接業務に従事していない方でも、就業先に属していれば届出が必要です。

▶ 届出期限

令和7年1月15日(水)までに行ってください。

オンライン届出に
ご協力をお願い
します！



▶ 届出方法について

届出方法は、①**オンラインでの届出**と②**届出用紙を利用した届出**の2種類あります。いずれかの方法により、**1人につき1回**届出を行ってください。

オンラインによる届出



令和4年度より厚生労働省の「医療従事者届出システム」を利用したオンラインによる届出の受付を開始しています。

パソコン、スマートフォンから厚生労働省専用サイトにアクセスし、届出を行うことができます。

▶ **オンラインでの手続きの詳細は、厚生労働省HPをご確認ください**

厚生労働省 従事者届

検索

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryujujisha-todokede-sys.html

【オンライン届出のメリット】

- 医療従事者本人にとってのメリット
 - ・次回以降の届出時に、前回登録した内容が表示され、入力が簡便になります。
 - ・自分の届出内容をいつでも閲覧できます。
- 事務担当者の方にとってのメリット
 - ・紙媒体の配布・回収・提出等の手間を省くことができます。

届出用紙による届出



各保健所にて配布、または山口県HPよりダウンロードした届出用紙へ記入し、**就業地を管轄する健康福祉センター(保健所)**に提出してください。